

令和元年9月27日

南相馬市農業委員会
臨時総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年9月27日(金)午前9時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	欠	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	欠
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 佐山 徹

鹿島区 鈴木 清教

原町区 本間 健一 酒井 盛男

3. 出席職員

局長 佐藤 光

次長 高橋徳比克

主査 山本 将之

主事 平田 幸子

主事 米本 一樹

農政課長 森兼 敦史

農政課副主査 野地 俊紀

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 報告第 37号 違反転用事案の報告について
- 日程第 3 議案第 101号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 4 議案第 105号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 5 議案第 106号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について
(市許可分)

5 . 会議の概要

(開会 午前9時30分)

議 長 　　ただいまより、9月27日南相馬市農業委員会臨時総会を開会いたします。欠席通告者は、1番若杉裕二委員、17番佐藤良一委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号7番笈田栄一委員、8番小谷津弘隆委員、9番塚野邦好委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、報告第45号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第45号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページ、整理番号1番から6番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号1番については、昭和59年から60年頃に亡き父が自宅の庭先が狭く、車の転回に支障を来していたことから、当該地を車両回転広場として使用していました。また、専業農家として農作物の出荷を始めたことに伴い、進入路が狭かったことから、トラックの行き来が不便であったため、進入路を造り変えて拡張し使用しています。今回、土地調査を行ったところ、農地を回転広場、進入路として使用していることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、平成元年頃に父が住宅を増築した際に、宅地及び進入路として整備し、現在も使用しています。今般、土地の調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号3番については、昭和36年頃から農家住宅敷地として使用してきており、現在も使用しています。今般、土地の調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号4番については、昭和50年頃から納屋及び下屋の一部並びに駐車場として使用してきており、現在も使用しています。今般、納屋の建て替えに当たり、土地の調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号5番については、50年以上前から当該地を通路、倉庫・下屋の一部、道、植栽として使用してきており、現在も使用しています。今回、倉庫の建て替えに当たり、土地の調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号6番については、昭和52年頃から土地改良区の了解を得た上で、岩石等による盛り土を施してもらい、駐車場として整備し、現在も使用しています。今回、事務所の増築を検討してい

る中で、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。13番委員。

13番委員 整理番号6番の違反転用の理由についてお伺いします。ここに書かれている理由は、昭和52年頃から土地改良区の了解を得たうえで岩石等による盛土を施行してもらい、それ以来、駐車場として整備し、これまで使用してきたと書かれておりますが、この理由を推測して考えれば恐らく土地改良事業で造成した農地ということで土地改良区の了解を得たうえで、盛り土を施行してもらって駐車場として整備して、現在まで、使用してきたということは、当初から違反転用だということを知りながらこれまで使用してきたんでないかと思われま。それで、今ようやく、農地であることが判明したと書かれていますが、これまで700㎡近い面積を40年も使用した場合、こういった理由でいいものかどうか、をお伺いしたいと思います。

議 長 14番委員

14番委員 今の件について報告します。この現地調査について、議案第116号で報告しようと思いましたが、13番委員から質問がありましたので報告します。本人に聞いたところ、ほ場整備のときに、駐車場にしたいからということで申し入れをしたそうですが、そのときに、この地区の表土を全部剥ぎ取られて、ほかの所に持っていかれたので、その後、瓦礫、採石等を入れて宅地のようにしたとのこと。当然、本人や土地改良区もほ場整理事業の中で了解済みで、全部その表土を取って行って石等を入れ、宅地化して換地されたと思っていたそうです。ですから、出来たときに、この原因がわかっていたので、何で今ごろ違反の案件をださなければならないんだってということで、苦言を言われてしまいました。そんなことで、13番委員から質問がありましたので、一言付け加えさせていただきます。

議 長 それでは、事務局から答弁願います。

事務局 ただいまの理由の部分についてですが、提出いただいた書類の中に経過報告書がありまして、そこに記載されている内容がたくさん書かれていたので、要約したつもりで記載させていただきました。違反の経過報告書に記載されている経緯及び理由について読み上げたいと思います。申請地につきましては、昭和46年から50年に福島県が実施したほ場整備事業、原町第3工区の地区内にあり、当該事業での換地の際、申請地に隣接する北側の土地については、自宅と事務所の

用地として非農用地の宅地になったが、申請地は、農用地の田として設定され施行された。しかし、当時、当該土地である田は低地でかつ小規模であることに併せ、一方で、当該用地を事務所の駐車場として活用しなかったことから、その旨を土地改良区の事務局に申し出たところ、了解を得たうえで、岩石等による盛り土を施していただき、その後、これまでの長い間、駐車場として利用してきましたとあります。以上です。

議 長 14番委員

14番委員 そんなことで納得しようがないので、水利組合の賦課金等も今まで支払ってなかった。宅地と思って使用してきたのですが、今度、駐車場として整備しようとしたら、田んぼだったというわけです。当初からのことですから、その原因は私のほうの責任ではないとのことで、行政関係、土地改良区関係の苦言を言われました。13番委員が言ったように、ほっといたわけじゃなくて、登記上の問題と説明して、事務局から説明があったとおり、認めざるを得ないと思ってきました。

議 長 7番委員。

7番委員 この整理番号6番の件については、いろいろとお話を聞きます。まだわかんないところもあるんですが、私も今の職業もありまして、ちょっとおかしいなと思って聞いていました。もともとは土地改良事業のエリア整備をした中で、ほ場整備の中の区域に入っていて、農用地として整備したってあるんです。それが現実には、その後自分で岩石を盛ったというのは、土地改良区で了解だと思っけども、実際には土地改良事業の中で、おかしいものが入って農地として使用された状態だったのではなくて、農地として整備した後に、個別の案件で土地改良区と協議したと思うんです。そうしたら、土地改良区は、了解で岩石を盛ってのとなりますと、一般的には農地法の適用になるんです。だから、だれが決めるかわかんないけど、どこで食い違っているかわかんんですけど、農地法の法律に基づいて、転用するなり何らかの行為があったわけだけでも、実際的には土地改良区の了解でやったっていうことの表現では、この文のまとめ、あるいはそのもととも書いてあるものの解釈を聞いても、会費は支払ってないとか、いろいろあるんだけど何か疑問を感じますねっていう私の意見です。

議 長 14番委員。

14番委員 これは当初に土地改良区にお願いしたとのことですが、表土を剥がして岩石を入れてしまったと。当初のことは我々には分かりませんが、本人が言わんとする

ことは、当初から、駐車場等々に使いたいと申し入れたならば、表土を剥がして岩石を入れられてしまったっていう本人の申し出でした。以上です。

議 長 7 番委員。

7 番委員 議長、休議願います。

議 長 休議します。

(休議)

議 長 再開いたします。

議 長 引き続き、何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第 3、議案第 1 1 6 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 1 6 号についてご説明いたします。議案書の 5 ページから 6 ページ、申請番号 1 番から 6 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号 1 番については報告第 4 5 号整理番号 1 番の追認を得るための案件及び議案第 1 1 7 号申請番号 1 番関連の案件です。続きまして、申請番号 2 番については報告第 4 5 号整理番号 2 番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号 3 番については報告第 4 5 号整理番号 3 番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号 4 番については報告第 4 5 号整理番号 4 番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号 5 番については報告第 4 5 号整理番号 5 番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号 6 番については報告第 4 5 号整理番号 6 番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、1 8 番委員。

18番委員 議案第116号、申請番号1番について現地調査の報告をいたします。所在からの申請事由については記載の通りであります。去る9月23日午前9時より申請人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。現地案内図は1ページの です。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準共に満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 申請番号2番、3番について、12番委員。

12番委員 議案第116号申請番号2番について現地調査報告をいたします。案内図は2ページです。去る9月22日午前9時頃より、申請人、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも、満たしていると判断いたしました。続きまして、議案第116号申請番号3番について現地調査報告をいたします。案内図は3ページです。9月22日午後3時頃より、申請人立ち会いのもと、調査項目に基づき、現地状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号4番について、16番委員。

16番委員 議案第116号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。報告第45号整理番号4番関連であります。現地案内図は4ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る9月22日午前9時頃より申請者及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の項目に基づき、申請者及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上であります。

議長 申請番号5番について、15番委員。

15番委員 議案第116号の申請番号5番について報告いたします。現地案内図は5ページです。先ほどの報告第45号の整理番号5番の関連の案件であり、去る22日午前8時30分より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に従い、聞き取り調査、現地の確認調査を行いました結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 続きます、申請番号6番について14番委員。

14番委員 議案第116号申請番号6番について報告いたします。案内図は6ページです。報告第45号整理番号6番の案件です。申請内容は記載のとおりです。9月25日午前10時頃、申請人及び代理人であります行政書士立ち会いのもと、聞き取り調査を行いました。調査内容は先ほど議案書報告での答弁があります。立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆さんご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。本間推進委員。

本間推進委員 先ほどから申請番号6番についていろいろと論議されているんですが、私もその経過等は別として転用面積にあります700㎡というのは、一般住宅でもあり余る面積になります。そうした場合に、形状にもよると思いますが、進入路として、かなりの面積が必要だというふうな場合もあると思いますが、その辺の見解について現地調査あるいは事務局の見解を、ご説明をしていただきたいと思えます。

議 長 事務局。

事務局 ただいまの面積の件についてご説明したいと思います。今回の申請につきましては事業用地としての転用ということですので、特段面積の条件とか、そういったものではありませんので、事務局側としては、問題なしと判断しております。以上です。

議 長 本間推進委員。

本間推進委員 事業用という場合に、700㎡という面積の説明は、この事業の内容までこうしてこういう事業のためで、このぐらいの自家用車の駐車場が必要なんだとか、あるいは来客の駐車場が必要なんだというところまで説明していただかないと納得できません。

議 長 事務局。

事務局 ただいまの質問についてお答えいたします。事業計画書によりますと、今回の転用の面積につきまして、トータルで2,007㎡という形になっておりますけれど

も、もともとの既存住宅が 140.12 m²、既存倉庫 72 m²、既存事務所 60 m²、既存駐車場を 3 台分で 45 m²、今回の申請で申請しております駐車場ということで、12 台分 180 m²で車両展開等含めた敷地内通路等が残りの 1,509.88 m²となっております。以上です。

議 長 本間推進委員。

本間推進委員 事業の内容について、わかりました。ただ、一言言えば、この 700 m²というのは、その事業内容からして適切かどうかというふうな疑問は残ります。以上です。

議 長 5 番委員。

5 番委員 ただいまのに関連してなんですが、整理番号 1 番から 6 番まで、転用の面積が書いてあるんですが、この申請人の次の欄に とかって数値書いてあるんですね。これは多分転用する土地を含めた外周の土地を含めたその利用の形態だと思んですが、よくわからないのは、例えば 4 番の 114 m²とありますよね。114 m²が、この の何処に該当するのかというのが見えないんですね。もう少しその辺をわかりやすく話していただければ、今ほどのような質問にも明確に回答できるのではないのかなと思うんですよ。そういう観点でお答えしてないんですね。708 m²の用途が何なのかっていうお質しだと思んですが、それに対して、きちっとお答えしてないように私は感じたので今回、要望になりますが次回から 708 m²あったら全体を示した上で、さらにこの 708 m²がどのように使われるのか、それを示し願えれば、各委員とも判断しやすいのかなと思うんで、ひとつ善処方よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長 事務局。

事務局 ただいま 5 番委員からありました指摘事項について、次回から取り組ませていただければと思います。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 4、議案第 117 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許

可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第117号についてご説明いたします。議案書の7ページから8ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、報告第45号整理番号1番の追認を得るための案件であり、議案第116号申請番号1番関連の案件です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について18番委員。

18番委員 議案第117号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。去る9月23日午前9時30分より、譲渡人及び譲受人、立ち会いのもと、現地調査を行いました。案内図は1ページの であります。調査書の調査項目に基づき、譲渡人、譲受人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。なお、この件で申請の進入路の部分につきましては、隣の家の子の親戚の譲渡人の亡父の所有物でありました。約30年前、口頭による約束で、譲受人の亡父が譲受け、道路として使用してきました。今回、土地調査により、このことがわかり、農地法第5条の規定により許可申請による許可申請であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 申請番号2番について、3番委員。

3番委員 議案第117号申請番号2番につきまして現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。去る9月21日午前11時30分頃より、申請人代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、申請番号3番について8番委員。

8番委員 議案第117号、申請番号3番について現地調査の報告をいたします。申請内容は議案集7ページに記載のとおりで、現地案内図は8ページです。去る9月24日午前8時30分頃より、譲渡人及び譲受人の代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士に聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判

断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号4番について14番委員。

14番委員 議案第117号申請番号4番について報告いたします。案内図は9ページです。申請内容は記載のとおりです。9月25日午前10時30分頃、譲受人及び代理人であります行政書士立ち会いのもと、聞き取り調査を行いました。現地調査を行ったところ、少々、土砂の流出が見受けられましたので、流出防止をお願いしまして、また、境杭とかありませんでしたので、それも打ち込むようお願いしてきました。以上の現地調査を行いましたところ、立地基準、一般基準とも満たしていると判断してまいりました。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第5、議案第118号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第118号についてご説明いたします。議案書の9ページになります。申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件はありません。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について5番委員。

5番委員 議案第118号申請番号1番につきまして、現地調査を行いましたので、その内容をご報告いたします。なお、案内図につきましては、10ページでございますので参照願います。9月24日午前8時30分頃より、設定人及び被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づきまして調査をいたしました。また、両名から聞き取りをいたしました結果、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断をいたしましたのでご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日予定いたしました報告1件、並びに議案3件、合わせて4件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の臨時総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れ様でした。

(終了)

閉会 午前10時10分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和元年9月27日

議事録署名人(7番・ホッタ エイチ)

議事録署名人(8番・コヤツ ヒロタカ)

議事録署名人(9番・ツカノ クニヨシ)